

# 日出町指定地域密着型サービス事業者 令和3年度 集団指導 その他資料

## 【目次】

- 1 日出町地域密着型サービスの利用及び区域外指定に関する基準
- 2 記録の整備における「完結の日」の取扱いについて
- 3 生活相談員の資格要件の変更について
- 4 介護サービス提供時における事故発生時の報告の徹底について

## 日出町地域密着型サービスの利用及び区域外指定に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、日出町の介護保険被保険者が、要介護及び支援が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスの適正な利用と運営を実現することを目的とする。

(地域密着型サービス事業所を利用する者の要件)

第2条 日出町内に所在する地域密着型サービス事業所（以下「町内事業所」という。）を利用できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日出町の介護保険被保険者
- (2) 日出町に住所を有する、他市町村の住所地特例者
- (3) 町長の同意を受け、町内事業所の指定を行った他市町村の介護保険被保険者

2 利用を希望する町内事業所において、定員に空きがない、または利用予定者を含めた他市町村の介護保険被保険者（住所地特例者除く）による利用が、定員の2割を超過する場合は、前項第3号の対象となる者は当該町内事業所を利用できないこととする。

3 町内事業所のうち、認知症対応型共同生活介護等入居を前提とする事業所を利用できる者は、前項の規定によらず、利用開始日において日出町に引き続き6か月以上居住している者とする。なお、本項でいう「居住」とは、住民票及び生活の拠点が日出町にある状態を指す。

4 町内事業所の利用が早急に必要と認められる特段の事情がある場合は、前項の規定によらず、町長が個別に判断を行うこととする。

(他市町村長による町内事業所の指定等)

第3条 他市町村の介護保険被保険者の利用希望がある場合は、該当する他市町村長、その介護保険被保険者及び町内事業所は、次の各号のとおり手続きを行うこととする。

(1) 他市町村長は、町長に対し、書面にて町内事業所の指定及び利用に係る協議を申し入れる。

(2) 他市町村の介護保険被保険者は、様式第1号を町内事業所に提出し、町内事業所はその内容に瑕疵がないかを確認したうえで、その写しを町長へ提出する。

2 前項に規定する手続きを受けたうえで、次の各号を全て満たす場合は、町長は原則として、他市町村長による町内事業所の指定及び利用に同意することとする。

(1) 介護保険事業計画の遂行及び日出町の介護保険被保険者の利用に支障がないと認められること。

(2) 該当する町内事業所について、定員に空きがあり、かつ当該指定に係る利用予定者を含めた他市町村の介護保険被保険者（住所地特例者除く）による利用が、定員の2割を超過しないこと。

(3) 他市町村の被保険者が、町内事業所を利用することの必要性が認められること。

3 前項の規定に基づく同意は、様式第2号を他市町村長へ送付することで行う。

(町外の地域密着型サービス事業所の指定)

第4条 町長は、町外の地域密着型サービス事業所等から、当該事業所が所在する市町村の指定基準に適合した申請があつて、当該事業所が所在する市町村長より指定に係る同意が得られた場合に指定を行う。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この基準は、令和3年5月1日より施行する。ただし、施行の際、現に町内事業所を利用している場合の取扱いについては、なお従前の例による。

2 「指定地域密着型サービスにおける他市町村の被保険者及び転入者の取扱いについて(平成30年3月19日付日健第3300号)」は廃止する。

(様式第1号)

地域密着型サービス利用についての情報提供書

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒  TEL		
地域密着型サービスの所在地及び名称	〒  TEL		
利用希望者の現在の状況			
利用希望の理由			
利用開始予定日	年 月 日		
<p>事業所名 様</p> <p>上記のとおり、情報提供いたします。 また、この個人情報については、保険者と日出町に提供することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 TEL</p>			

事 務 連 絡

令和 3年 3月 30日

日出町指定介護保険事業所 管理者各位

日出町健康増進課長 後藤 英樹

令和2年7月29日付事務連絡「記録の整備における「完結の日」の取扱いについて」  
の廃止について

令和2年7月29日付事務連絡「記録の整備における「完結の日」の取扱いについて」にて、記録を保存すべき期間の算定開始日にあたる「完結の日」についての町の解釈を示したところですが、令和3年度介護報酬改定に伴い「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」（以下「居宅介護支援基準解釈通知」という。）が改正され、「完結の日」の解釈が示されました。

これにより、下記のとおり扱うこととしますので、遺漏のないようお願い申し上げます。

記

令和2年7月29日付事務連絡「記録の整備における「完結の日」の取扱いについて」は令和3年3月31日をもって廃止とし、同年4月1日より居宅介護支援基準解釈通知に基づいた整理を行う。

**【参考】「完結の日」の定義（居宅介護支援基準解釈通知より抜粋）**

「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

事 務 連 絡  
令和 2年 7月 29日

日出町指定介護保険事業所 管理者各位

# 国が見解を示したため、R3.3.31付けで廃止

日出町健康増進課長 後藤 英樹

記録の整備における「完結の日」の取扱いについて

日出町が指定している介護保険事業所が行う記録の整備につきましては、日出町の条例及び要綱において、整備すべき記録の種類、保存すべき期間等が規定されているところです。

この度、保存すべき期間の算定開始日にあたる「完結の日」について、別紙のとおり考え方を整理しましたので、通知いたします。

皆様におかれましては、当該取扱いを熟読いただき、各種記録の保存事務について、適切に処理していただきますようお願いいたします。

日出町健康増進課介護保険係  
担当：森若 ☎ : 73-3136

日出町指定介護保険事業所の記録の整備における「完結の日」の取扱いについて

令和 2 年 7 月 29 日

日出町増進課介護保険係

国が見解を示したため、R3.3.31 付けで廃止

介護保険事業所は、居宅サービス計画やサービス内容、苦情や事故等について、記録を整備し、当該提供の「完結の日」から 5 年間保存する必要がある。この「完結の日」がいつであるかについて、次のとおり解釈を示す。

※複数の保険者から指定を受けている事業所については、保険者により解釈が異なる可能性があるため、注意すること。

1. 居宅サービス計画または個別サービス計画に係る記録  
⇒計画期間の終了日
2. 提供した具体的なサービスの内容に係る記録  
⇒当該サービスを実施した日が属する計画期間の終了日
3. 身体拘束に係る記録  
⇒当該身体拘束を行った日が属する計画期間の終了日
4. 利用者の不正等による給付または指示に従わなかったことによる要介護状態の増進があった場合の、町への通知に係る記録  
⇒町へ通知を行った日
5. 利用者及びその家族からの苦情に係る記録  
⇒当該苦情への対応が完了した日
6. 介護保険サービス提供中の事故に係る記録  
⇒事故への対応が完了した日
7. 地域密着型サービス事業所が行う運営推進会議における報告、評価、要望、助言等に係る記録  
⇒報告、評価、要望、助言等があった日が属する年度の末日

記録の整備の規定については、以下を参照すること。

【居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所】

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例（平成 30 年 3 月 7 日条例第 2 号）

日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例（平成 26 年 9 月 29 日条例第 24 号）

【地域密着型サービス事業所】

日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 3 号）

【訪問型サービス事業所】

日出町訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 27 年 4 月 1 日告示第 27 号）

【通所型サービス事業所】

日出町通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 27 年 4 月 1 日告示第 28 号）

日 健 第 752 号  
令和 2 年 7 月 6 日

地域密着型通所介護事業所 管理者各位

日出町長 本田 博文

生活相談員の資格要件の変更について

日出町が指定する地域密着型サービス事業所において配置が必要となる従業者の資格要件については、大分県が策定した「指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する審査基準」（以下「基準」という。）に準じているところです。

今般、基準が改正されたため、これに合わせ、日出町指定地域密着型サービス事業所についても、下記のとおり取り扱いを変更することとしましたので通知いたします。

記

1. 変更の内容

生活相談員の資格要件について、「介護福祉士」を加える。

2. 変更を適用する時期

令和 2 年 4 月 1 日

3. 備考

○生活相談員に介護福祉士を配置する場合は、実務経験 3 年以上の者であることが望ましいので、配置にあたっては留意すること。

○平成 30 年 3 月 23 日に実施した「平成 29 年度日出町地域密着型サービス事業者集団指導資料」の該当箇所について、各自、修正をお願いします。

日出町健康増進課介護保険係  
担当：森若 73-3136



(公印省略)

日 健 第 261 号

令和 2 年 5 月 7 日

介護保険事業者 各位

日出町長 本田 博文

### 介護サービス提供時における事故発生時の報告の徹底について

介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、平成 22 年日出町告示第 67 号「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」に基づき、報告を頂いているところですが、適切な報告がなされていない事例が、数件見受けられました。

つきましては、下記のとおり、留意事項をお示しいたしますので参考にして頂きますとともに、当該要領を今一度ご熟読頂き、報告に遺漏の無いようお願い申し上げます。

#### 記

#### **1 報告すべき事故の範囲（要領第 3～4 条）**

事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス(送迎等含)の提供時に発生した、「身体・精神的被害」「経済的な損失」「利用者による加害」「介護サービスの提供等への重大な支障」

※身体的被害を受けたが医療機関における治療を伴わない場合や、被害又は影響が軽微な場合は、報告の必要はありません。

※他市町村の被保険者にかかる事故であっても、日出町に報告が必要です。(当該市町村へも報告が必要な場合があります。)

#### **2 報告の方法（要領第 5～6 条）**

事故発生後、速やかに介護保険事業者事故報告書（様式第 1 号）を町へ提出する。提出時に事故処理が終了していない場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理終了後に、様式第 1 号を再度提出し、最終報告を行う。

※重大事故など緊急を要する場合は、まずは早急に電話連絡を行ってください。

※緊急性の乏しいものであれば、事故発生から概ね 1 週間以内に報告を行ってください。

日出町健康増進課介護保険係

☎73-3136

## 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から日出町へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (通則)

第2条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定する事故が発生した場合の保険者への報告（以下「事故報告」という。）は、この要領の定めるところによるものとする。

### (事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供に伴い発生した事故（送迎中、通院中の事故等を含む。）とし、原則として次に掲げるものとする。

#### (1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの

例) 転倒、徘徊による行方不明等

イ 施設の設備等に起因するもの

例) 器物の落下等

ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発生

感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定めるもののうち、次のものをいう。

(ア) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症（定点把握を除く。）

(イ) 新型インフルエンザ等感染症

(ウ) (ア)に相当する指定感染症

(エ) 新感染症

エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故

オ 職員、利用者若しくは第三者の故意若しくは過失による行為又はそれらが疑われる場合

例) 職員による利用者の金品着服、書類紛失、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等

カ 原因を特定できない場合

キ ア から カ までの規定以外で、特に町が報告を求めた場合

(2) 次の ア から エ までの規定のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

ア 利用者が死亡若しくはけが等身体的又は精神的被害を受けた場合

イ 利用者が経済的損失を受けた場合

ウ 利用者が加害者となった場合

エ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項第2号に該当する場合を含め、事故報告を要しないものとする。

(1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応したとき。

(2) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わないとき。

(3) 老衰等、事業者、利用者又は第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

(4) その他被害又は影響がきわめて微少な場合

(報告対象者)

第4条 事故報告の対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者・施設所在地が町内の場合 すべての介護サービス利用者

(2) 事業者・施設所在地が町外の場合 町内在住の介護サービス利用者（住所地特例者を含む。）

(報告事項)

第5条 報告事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 報告日

(2) 事業所名、事業者番号、所在地、サービス種別及び管理者名等

(3) 対象者の氏名、住所、電話番号、被保険者番号、年齢、性別及び要介護度

(4) 事故発生時の状況

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 事故の概要（原因、経緯及び被害状況等）

エ 事故時の対応等

(5) 事故後の状況

- ア 利用者の状況（事故対応後）
- イ 再発防止への取り組み
- ウ その他

2 事故報告は、介護保険事業者事故報告書（様式第1号）により行う。ただし、前項に定める報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えないものとする。

3 複数の当事者が存在する事故については、当事者ごとに報告することを原則とするが、介護保険事業者事故報告書の対象者欄以外の記載内容が同じ場合には、対象者の一覧表を添付することにより、一括して報告できるものとする。

(事故報告の手順)

第6条 事故報告は、概ね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第5条第1項第1号から第4号までの内容について、介護保険事業者事故報告書により町に報告する。

イ 緊急を要するものについては、介護保険事業者事故報告書を提出する前に、電話等より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で、第5条第1項第5号の内容を含む最終報告を介護保険事業者事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第5条第1項第5号の内容を含む第一報を行うことで最終報告とすることができる。

(町における対応)

第7条 町は、事故報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が町の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の市町村の被保険者に係る事故についても、当該市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じ、大分県、大分県国民健康保険団体連合会又は他の市町村と連携を図るものとする。

(その他)

第8条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

**感染症が発生した際の県への報告**（新型コロナウイルスの感染者発生時の報告について（令和2年12月8日付高齢福号外）  
インフルエンザなどの感染症や食中毒が施設内で発生した場合、5名以上または利用者の1割の罹患が疑われる場合は、県高齢者福祉課へ報告しなければなりません。コロナウイルスの場合は1人の罹患でも報告が必要です。（町にも報告をしてください）

